

奈良県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

香芝市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業香芝市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和六十年二月一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和六十年二月奈良県告示第六百五十四号、昭和六十三年七月奈良県告示第百九十四号、昭和六十三年十二月奈良県告示第五百五十二号、平成三年三月奈良県告示第六百五十二号、平成六年十二月奈良県告示第三百五十三号、平成八年九月奈良県告示第二百六十九号、平成十三年四月奈良県告示第二十七号、平成二十年三月奈良県告示第四百二十七号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百二十三号の事業地に香芝市畑四丁目、畑五丁目、すみれ野一丁目及びすみれ野二丁目を加え、香芝市下田東三丁目、狐井、畑、畑三丁目、逢坂一丁目、逢坂二丁目、磯壁一丁目、磯壁五丁目、磯壁六丁目、磯壁七丁目、下田西三丁目、鎌田、瓦口、関屋、穴虫、五位堂三丁目、五位堂四丁目、五位堂五丁目、五位堂六丁目、高、今泉、上中、平野、北今市一丁目、旭ヶ丘五丁目、良福寺及び別所地内において事業地を変更する。